



(号外)
独立行政法人国立印刷局

[省令]

本号で公布された
法令のおひがし

○独立行政法人水資源機構の業務運営
に関する省令の一部を改正する省令

(厚生労働・農林水産・経済産業・
国土交通)

○農業振興地域の整備に関する法律施
行規則の一部を改正する省令

(農林水産三六)

○都市緑地法施行規則等の一部を改正
する省令 (国土交通三五)

(農林水産三六)

○水防法等の一部を改正する法律の施
行に伴う国土交通省関係省令の整備
に関する省令 (同三六)

(農林水産三六)

○中小企業の経営の改善発達を促進す
るための中小企業信用保険法等の一
部を改正する法律 (五六)

(政令)

○医療法等の一部を改正する法律
(五七)

○都市緑地法等の一部を改正する法律
の施行期日を定める政令 (五五)

(農林水産三六)

○都市緑地法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備等に関
する政令 (五六)

(農林水産三六)

○水防法等の一部を改正する法律の施
行に伴う国土交通省関係省令の整備
に関する省令 (同三六)

(農林水産三六)

○中小企業の経営の改善発達を促進す
るための中小企業信用保険法等の一
部を改正する法律 (五七)

(政令)

○水防法等の一部を改正する法律の施
行に伴う国土交通省関係省令の整備
に関する省令 (同三六)

(農林水産三六)

○道路運送車両法施行令の一部を改正す
る政令 (一六〇)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正す
る政令 (一六〇)

法第五六条(經濟産業省)
中小企業信用保険法の一部改正関係
用語の定義

この法律において「特例中小企業者」とは、
中小企業者であつて、内外の金融機関の混亂
その他の事象が突然的に生じたため我が國の
中小企業に係る著しい信用の収縮が全國的に
生じてゐると經濟産業大臣が認める場合にお
いて、その信用の収縮の影響により銀行その
他の金融機関からの借入の減少その他經濟
産業大臣が定める事由が生じてゐるためその
経営の安定に支障を生じてゐることにつき
て、その住所地を管轄する市町村長又は特別
区長の認定を受けたものとすることとした。
(第二条第六項関係)

2 特別小口保険の付保限度額の引き上げ
特別小口保険の付保限度額を一、一五〇万
円から一、〇〇〇万円に引き上げることとし
た。(第三条の三関係)

3 危機因應保証の特例の追加
普通保険等の保険関係であつて、危機因應
保証(1)により、經濟産業大臣が認める日か
ら一年以内の期間(經濟産業大臣が一年を限
り当該期間を延長したときは、その延長した
期間を含む)に行われた特例中小企業者の經
営の安定に必要な資金に係る債務の保証をい
う)に係るものについて、特別枠の設定、て
ん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置
を講ずるものとするとした。(第一五条、
第一七条関係)

4 その他所要の規定の整備を行つものとする
こととした。

1 信用保証会法の一部改正関係
〔 1. 信用保証協会(以下「協会」という)は、
債務の保証に係る中小企業者に対する総合
の改善発達に係る助言その他の支援を行う

ものとする」ととした。(第一〇条第二項第
一項関係)
1 協会が行う投資事業有限責任組合に対す
る出資の対象に「創業又は中小企業者の經
営の改善発達を支援することを目的とする
投資事業」を追加する」ととした。(第一〇
条第二項第四項関係)

2 協会と銀行その他の金融機関との連携
協会が業務を行うに当たつては、中小企業者
による経営の改善発達を促進するため、銀
行その他の金融機関と連携を図るものとする
こととした。(第一〇条の二関係)

3 その他所要の規定の整備を行つものとする
こととした。

1 中小企業における総合的支援化に関する
法律の一部改正関係
中小企業信用保険の特例
認定中小企業者の代表者であつて、特定經
營承諾関連保証(中小企業信用保険法に規定
する普通保険等に係る債務の保証であつて、
認定中小企業者の代表者が經營の承諾に伴ひ
当該認定中小企業者以外の者から株式等を取
得するための資金その他の当該代表者が必要
とする資金であつて当該認定中小企業者の事
業活動の継続に必要なものとして經濟産業省
令で定めるものに係るものをいう)を受けた
ものについては、当該代表者が中小企業信用
保険法に規定する中小企業者とみなして、普
通保険等の規定を適用する」ととした。(第一
三条第二項関係)

2 その他所要の規定の整備を行つものとする
こととした。

1 産業競争力強化法の一部改正関係
1 创業開発保証の付保限度額の引き上げ
創業開発保証の付保限度額を一、〇〇〇万
円から一、〇〇〇万円に引き上げることとし
た。(第一一五条関係)

2 その他所要の規定の整備を行つものとする
こととした。

1 施行期日
この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
することとした。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二级河川の修繕に係るものに限る）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第一項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機関が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

（特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定）

第三十一条の二 法第三十条の二第三項の規定により機関を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）の規定は、同法第十条第三項及び第二十五条の規定以外の規定とする。

法第三十条の二第三項の規定により機関を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一条第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。

附則第七条第三項中「〔昭和三十年法律第七百七十九号〕」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のようないに改正する。

第二十一条第二項第二号及び第三十九条第十七項第一号中「第二十八条第一項」を「第二十八条第三項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第五条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のようないに改正する。

第三条第一項中第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四の次に次の二号を加える。

十八条の五 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十五条の八第一項

（都市緑地法施行令の一部改正）

第六条 都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第二号）の一部を次のようないに改正する。

第三条第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第七条 次に掲げる政令の規定中「第三号」を「第四号」に改める。

一 司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第十三号

二 土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第十三号

附 則
(施行期日)

1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項において規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとすることに付き、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において適用する同令第三十二条第四項の認可を受けたものとみなす。

内閣總理大臣 安倍晋三
法務大臣 金田勝年
財務大臣 麻生太郎
国土交通大臣 石井啓一

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第百五十九号

道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第一百五条第一項の規定に基づき、「」の政令を制定する。

道路運送車両法施行令（昭和二十六年法律第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「並びに第七十五条の五」を「第七十五条の五並びに第七十五条の六第一項」に改める。

（附 則）

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十号）の施行の日から施行する。

内閣總理大臣 石井 啓一
内閣總理大臣 安倍晋三

荷物及び廃物指定令の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月十四日

内閣總理大臣 安倍晋三

政令第百六十号

荷物及び廃物指定令の一部を改正する政令

内閣は、荷物及び廃物取締法（昭和二十五年法律第三四三号）第二十三条の八並びに別表第一第一十八条及び別表第二第九十四条の規定に基づき、「」の政令を制定する。

荷物及び廃物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十八条の中二をホとし、イからハまでをロからリまでとし、同号にイとして次のように加え る。

イ 亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤

第二条第一項第一号中ハを二とし、ロの次に次のようないに加える。

ハ 燃結した碳化鉄（II）

第二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤。ただし、容量一リットル以下の容器に收

められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く。

第一项第七号中ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ トックス（シベンチルジチオカルバマート二の・S）アハチゼン五%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十一号中(177)を(179)とし、(174)から(176)までを(176)から(178)までとし、(173)を(174)とし、その次に次のように加える。

(175) 三一メチル一五—フエニルベンターニエノニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十一号中(172)を(173)とし、(105)から(171)までを(106)から(172)までとし、(104)の次に次のように加える。

(105) 三一(六・六-)ジメチルビシクロ[三・一・一]ヘptaヘニーヘイル)-二-二-

ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第八十五号の十一を第八十五号の十二とし、第八十五号の八から第八十五号の十までを一骨ずつ繋り下げ、第八十五号の七の次に次の二号を加える。

八十五の八 ニーターシヤリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第九十八号の三中「製剤」の下に「ただし、無水マレイン酸・二%以下を含有するものを除く。」を加える。

附 則

第一条 この政令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第一条第十八条並びに第二条第一項第一号、第七号、第二十二条号及び第九十八号の三の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の公布の日から平成二十九年六月三十日までの間ににおける第一条第十八条の改正規定による改正後の同号の規定の適用については、回号中「亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤」とあるのは、「容量一リットル以下の容器に収められた製剤であつて、亞セレン酸〇・〇〇〇八二%以下を含有するもの」とする。

第三条 この政令の施行の際現にニーターシヤリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該營業については、平成二十九年九月三十日までは、毒物及び劇物取扱法（以下「法」という）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 二一ターシヤリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十九年九月三十日までは、法第二十二条第一項（法第二十二条第五項において準用する場合を含む。次条において同じ）及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に収められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く）であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十九年九月三十日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした亞セレン酸〇・〇〇八二%以下を含有する製剤（容量一リットル以下の容器に收められたものであつて、亞セレン酸〇・〇〇〇〇八二%以下を含有するものを除く）に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例だよ。

厚生労働大臣 塩崎恭久
内閣総理大臣 安倍晋三

省令

○厚生労働省、農林水産省、国土交通省、令第一号
水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十四日	厚生労働大臣 塩崎恭久 農林水産大臣 山本有二 経済産業大臣 世耕弘成 国土交通大臣 石井啓一
-------------	--

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、国土交通省、令第三号）の一部を次のように改正する。
次表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（業務方法書の記載事項）	改 正 後	改 正 前
第一条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第一条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	第一条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という）第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
一・一三 （略）	一・一三 （略）	一・一三 （略）
四 四 機構法第二十二条第一項第四号に規定する特定河川工事に関する事項	四・九 （略）	四・九 （略）
五・一・一 （略）		

○農林水産省令第三十六号
水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項第六号及び農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年六月十四日
農林水産大臣 山本有二
農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。